

ベッポ 市議会だより

No.15
6.11.1



みんな見て！上手になったでしょう。1・2・3…！

編集／市議会だより編集委員会 発行／別府市議会 ☎21-1111(内線2263)

この市議会だよりは、地球にやさしい再生紙を使用しています。

国際交流会館の建設にむけて 工事請負契約議案を可決

平成五年度 一般会計・各特別会計
決算特別委員会を設置

九月定例議会

平成六年九月定例会は、九月七日から九月二十二日までの十六日間の日程で開かれました。

この定例会では、一般会計八億二千六百六十四万五千円の補正予算案件はじめ、条例案件や請願、人事案件、議員提出議案などあわせて三十五件を審議し、可決が二十六件、否決が一件、採択が一件、同意が二件、承認が一件、認定が一件、三件が継続審査となりました。

議長 井上 信 幸



副議長 岩 男 三 男



議長・副議長の就任あいさつ

私たちは、このたびの九月定例市議会におきまして、議員各位の絶大なるご支援によりまして、議長、副議長に就任いたしました。誠に身に余る光栄に存じますとともに、その責務の重大さを痛感しております。

今、二十一世紀を展望するとき観光都市として、福祉の充実や官民一体となった観光浮揚などの活性化が急務であります。

市議会といたしましても、皆様のご要望を市政に反映させ、円滑にして公正な議会運営にあたってまいりたいと思っております。

今後とも、皆様のご理解とご協力をお願いいたしまして、就任のあいさついたします。

主な議決内容

◆継続審査中の議案

◎別府市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(継続審査)

◎別府市立「あけぼの保育所及び浜脇保育所」の存続を求める請願
(継続審査)

◆補正予算

◎平成六年度一般会計補正予算(第二号)
(原案可決)

◎平成六年度各特別会計(国民健康保険事業、競輪事業、公共下水道事業、老人保健)補正予算
(原案可決)

◆条例の制定

◎設置及び管理に関する条例の制定について(二件)：別府市リサイクル情報センター及び市民ホール新設に伴うもの
(原案可決)

◆条例の一部改正

◎設置条例の一部改正について(二件)：分町(古市町を古市町とスパランド豊海)に伴うもの
(原案可決)

◎別府市使用料の徴収に関する条例の一部改正について



9月定例会風景

…温水プール使用料の新設

(原案可決)

◎別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について…温水プール新設に伴うもの

(原案可決)

◎別府市手数料条例の一部改正について…別府市竹細工伝統産業会館の設置及びホームヘルプサービス事務手数料の改定

(原案可決)

◎別府市国民健康保険条例の一部改正について…出産育児一時金を三十万円(現行二十四万円)に改正することなど

(原案可決)

◎恩給等の年額の改定に関する条例の一部改正について

(原案可決)

◎別府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

(原案可決)

◎別府市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について (他二件)

(原案可決)

◆その他

◎工事請負契約の締結について…別府市国際交流会館新築工事

(原案可決)

◎動産の取得について

…市民ホール舞台用備品購入

(原案可決)

◎別府市営亀陽泉会館の長期かつ独占的な利用について…五年間、亀川中央町二区自治



審議を見守る傍聴者

会に独占的に利用させることに
ついて (原案可決)

◎市長専決処分について

…市長及び助役の給料の一部減額に伴うもの (原案承認)

◎市道路線の認定及び廃止について (原案可決)

◆決算

◎平成五年度別府市水道事業会計決算の認定について(認定)
◎平成五年度別府市水道事業利益剰余金の処分について (原案可決)

◎平成五年度別府市一般会計・各特別会計の認定について (継続審査)

※一般会計・各特別会計決算については、決算特別委員会を設置し、継続して審査することに決定。構成は次のとおりです。

(◎委員長、○副委員長)
◎白石 昇 ○内田 有彦
菅 正雄 井田 逸朗
菅 元生 富田 公人
永井 正 中村 正三
原 克実 江藤 勝彦
泉 武弘

◆人事案件

◎別府市人権擁護委員の推薦につき市議会の意見を求めること

について (全会一致で同意)

別府市人権擁護委員

家 永 睿氏(新任)

病院長/市内大観山町四組

後藤文義氏(新任)

郵便局長/市内上人仲町

四一九

◆請願

◎県立養護学校の高等部設置についての県への働きかけと設置条件整備の請願書 (採択)

議員提出議案

議員より提出された四件は、次のとおり表決されました。

(原案可決)

▽『小型合併処理浄化槽』設置の補助金は、要望基数を尊重した交付額とすることを求める意見書

▽学校五日制の早期完全実施を求める意見書

▽『部落差別撤廃』宣言に関する決議

(原案否決)

▽入院患者から、一日六百円の給食費を徴収する『定額自己負担制度』に反対する意見書

議案質疑

議案質疑は九月九日、六名の議員が行いましたが、主な質疑三件について掲載します。

温水プールの

使用料について

問 温水プールの使用料を、議会に提案する前に市報九月号に掲載したのはどのような理由か。

答 市民待望の市民プールが十二月に完成するため、施設の使用料金はできるだけ早く執行部の案として市民に情報提供し、市民の意向を踏まえて、議会の場で審議していただきたい。

問 条例で定める使用料は議会の議決（地方自治法第九十六条）を必要とし、法で定められた議会の審議権、議決権の精神を無視するものである。

答 （市の統一見解として）今回、市報でお知らせした事項はあくまでも案であり、法的には違法ではないが、使用料の決定は条例事項であり、今後は議会の審議権を十分に尊重し、また、これまでの議会運営の慣例

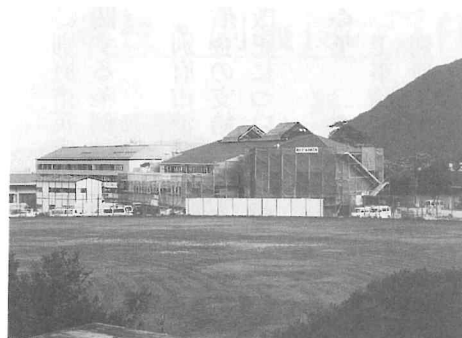
に照らし、議員の皆様方と十分協議しながら対処していきたい。

問 使用料金設定の根拠は。また、利用時間のチェック体制はどうなるのか。

答 九州管内の公営プールの料金を参考にした。

利用時間の確認は、入口に自動販売機を設置し、入・退場する時間を記載する。

料金の徴収は出口で職員が、超過料金（二時間を超えた場合）



12月オープンの温水プール

などの精算をするシステムとなっている。

問 管理運営や今後の収支見通しを説明願いたい。

答 市の直営（体育保健課）で運営していきたい。

収支見通しは、本年度は三月までの予算で冬場期間のため赤字が見込まれるが、夏場の利用者を合わせると年間収支のバランスはとれると見込んでいる。

問 水泳教室が催されるとき、一般の利用者はどうなるのか。

例えば、水泳教室の利用者にプールを全面開放するなどしたらどうか。

答 広く市民が参加できるように、教室利用者の人数や時間帯を配慮し設定している。

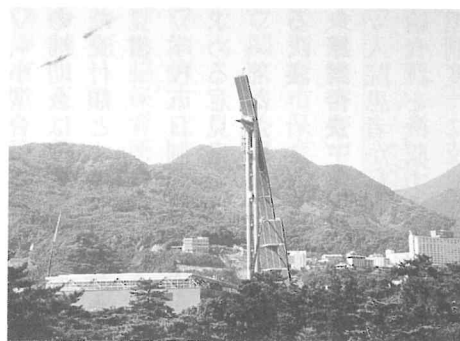
ビーコンプラザの

駐車場対策について

問 駐車場用地を確保するための予算について説明願いたい。

答 ビーコンプラザ駐車場用地として、会社所有の土地（三千六十二平方メートル）を借用し整備するための経費である。

問 今後の駐車場用地の見通し



いよいよ完成・グローバルタワー

はどうか。

答 今回借り上げる用地（約百二十台）を含めると七百八十台分を確保したことになり、千百台の目標に対し、あと三百二十台が必要となる。

大きなイベントが開催されるときは事前に分かるので、軟式野球場を臨時的に使用するよう関係団体と協議しながら日程調整などをしていきたい。

問 ビーコンプラザの管理運営は財団法人・別府コンベンションビューローに委託されるが、今後の主体性はどこにおくのか。また、参加者による宿泊・観光施設などへの経済効果を考えたとき、コンベンションの誘致活

動はどこにターゲットを絞って展開しているのか。

答 平成四年十二月に民間・県・別府市で設立され、現在は民間のノウハウを生かした人づくりの段階にある。

別府の活性化が大きな使命であり、将来的には別府市が中心となるべきだと思う。

誘致活動は、組織団体や企業の記念事業などを中心にセールスをしてきたが、特に現在は全国規模の大会や集会を主に誘致している。

問 市民ホールの新設に伴う条例の法的な根拠は。

答 平成三年に地方自治法の改正があり、管理受託者制度（財団法人別府コンベンションビュローに管理委託する）が新設され、公の施設の管理運営にあたり効率化を図れるなどの観点から利用料金制度が創設された。

問 利用料金に上限・下限を設けたが、使用団体によって料金の徴収はどうなるのか。

答 使用団体によって利用料金の幅をもたせるのではなく、あくまでも統一した料金体系で実施していきたい。

国際交流会館の

工事請負契約について

問 共同企業体（三社）に市外の業者が入った理由は。

答 会館の一部に駅舎が含まれており、列車や旅客の安全確保のため、JR大分と協議し、JRの指名業者に施行させる条件で発注工事が認められた。

市内にはJRの指名業者がいないので、市外の業者（一社）と地元業者（二社）の共同企業体方式を採用した。



国際交流会館完成予想図

問 工期について遅れた理由と三月末までに完成できるのか。

答 当初は九月着工で準備を進めていたが、建設用地内に里道

があり、関係者との協議に予想外に時間がかかった。

七ヶ月の工期予定が六ヶ月となったが、来年三月末までの完成には十分間に合う。

問 工事期間中における周辺住民の安全対策はどのように考えているのか。

答 安全対策としては、○大学駅利用者の安全を確保するため、駅の西側に乗降口を設け、隣接する民有地を借り上げ

て臨時の仮設駅を設置する。

○今回の共同企業体はJRの研修・指導を受けている業者も入っている。

○歩行者や一般車両、工事車両そして地域住民の安全を図るためガードマンを配置し、事故防止に努めたい。

○建設工事に伴う騒音、振動、ほこりなどについても地域住民に迷惑のかわらないよう努力したい。

一般質問

一般質問は、九月十二日から十四日まで三日間、市が当面する諸問題について、十六名の議員が市当局の見解をたどしました。

山本 一成	井田 逸朗
菅 元正	富田 公人
清成 宣明	小林健一郎
岡本 義美	岩男 三男
宮本 博英	内田 有彦
加藤 義則	泉 武弘
本田 行男	白石 昇
伊藤 敏幸	朝倉 斉

（議席順）

ごみ分別回収

モデル地区設定など

問 ビン・缶等資源ごみの分別



別府市リサイクル情報センター

回収モデル地区設定の選定、ペットボトルのリターナブルへの申し込み、庁舎内の分別回収ボックスの設置、別府市リサイクル情報センターの有効適正な運営、オゾン層破壊とフロンガス等環境問題についてはどうなっているのか。

問 モデル地区の設定及び他の質問の早急な実現とフロンガス問題の前向きな検討をしたい。

烟台十周年記念行事

成功させよ

問 今回の訪中記念行事は官民一体となって成功させ、真の友好を充実させよ。

答 記念行事については、烟台市政府の意向をふまえ、行政と

して今後官民一体となって民間団体である別府市日中友好協会の意見も聞き、国際交流推進協議会の中で十分協議し早い時期に記念行事の内容規模訪問時期等について慎重に検討し真の友好を深めるべく努力したい。

自然災害への

対応について

問 近年鶴見岳西北部から内山連山の山崩れが進んでいる。市独自で山崩れ防止、地震、水源対策をして調査し都市背後地防災計画を策定せよ。

答 県が主体となって設けている火山災害対策連絡会で専門家の意見を聞き必要があれば前向きに検討したい。

問 温泉の源は水だ。今こそ水の感謝祭をせよ。

答 水道局等と協議したい。

スズ虫で別府の

観光浮揚を図れ

問 松井スズ虫研究所の松井先生の協力で、スズ虫の里開きに始まり、東京ドーム、福岡ドームで、スズ虫ナイトと銘打ち観光宣伝に発展してきた、まさに一条の光が十条、二十条とのびゆくように、今後も観光客増



スズ虫ナイトで別府観光PR

加を図ると共に観光宣伝に力をいれていただきたい。

答 今回の東京ドーム宣伝は民間団体の協力も得て、官民一体の宣伝ができ今後も持続したい。

百条委の証言に

対する市長発言

問 市の随意契約に係る百条委の証言内容をそのまま報道した記事について、その内容が事実異なること「ふれあい懇談会」で発言し、二人の部長が新聞社に抗議したのは事実か。

答 市長としては、新聞社に事実にもとる報道をしないようにという要望をした。

答 (二人の部長) は発言した内容は間違いなく、証言を撤回

する意思は一切ない。

市長の随意契約

疑惑について

問 随意契約からむ疑惑について業者の指名は市長の指示によると証言がなされた。市長の政治資金の届出は自治省分だけで市長選挙のあった平成三年から五年迄で七六〇〇万円も寄付をうけてその九〇%が法人・団体である。一点の曇りもないと言うのであれば寄付をうけた法人等を市民の前に明らかにすることを要求する。

答 諸々の指摘は全く根拠がなく、市の固有業務と関係のない質問内容は答弁を控えたい。

違法な生活保護

連絡表は廃止を

問 生保世帯のクーラー設置は今年から認められ、大変喜んでいますが、県内で別府市だけが、生活保護申請時に連絡表を義務づける違法行為は直ちに廃止する事。民生委員に保護を受けにくくする盾にせず、市は申請書を渡し受理する事。市長の考えは弱い者いじめを続けるのか。国保不正事件への実績めあてか。

答 生保世帯が全国平均の三倍



交流の石・別府駅前通りの歩道

なので、今後も続けます。

「バンベンション

ホールについて

問 ビーコンプラザの予約状況はどうか。又、ホテル・旅館が客室を洋室に改造する動きはどうか。

答 コンベンションホールと市民ホール、二つのホールを合わせた稼働率は四八％。客室改造の際の利子補給制度について六軒から問い合わせがあり、このうち一件から申請書がでている。

中山間地域の

農村活性化について

問 中山間地域の農村対策・農村活性化にどう取り組むのか。

答 地域住民の参加と地域資源の多面的な活用を図り計画づくりを進めていきたい。その前の段階として、集落単位でアンケート調査を実施するなどして、早い機会に地域の意見を集約していきたい。

院内感染症対策の

強化を

問 院内感染症（MRSA）のヘルパーによる感染で死者が出るなど問題化している。予防対策として手指の消毒、衣服の殺

菌等が出来る装置を設置せよ。

答 在宅福祉を進める上で院内感染症の予防等については、研修を実施している。今後ともヘルパーが原因となることのないよう万全を期すよう関係機関へ要望したい。

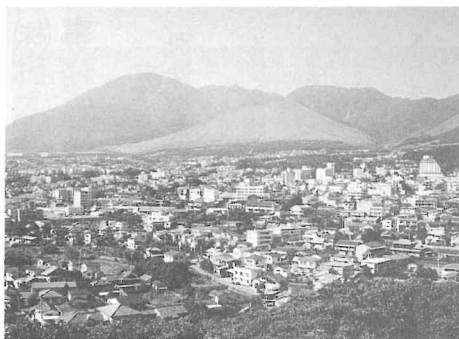
温泉外交の

展開について

問 お世話になった市町村に、市がタンク車を一台購入し、年間を通じて「温泉の出前」をする暖かい温泉外交を展開してみようか。

答 今後の検討課題といたしたい。

問 市はスポーツ振興審議会の意見も聞かず計画が突然でく



自然のやさしさ 観光都市別府

るが、審議会の果たす役割は。

答 今後ともスポーツ振興審議会の意見をいただきながら進めていきたい。

痴呆性老人ホームの

設置を

問 高齢化が進む中で特に痴呆性老人も増えています。その介護対策が急がれ早急に特別養護老人ホーム（痴呆性）の設置を求める市民も多く、又、福祉計画にもその必要性を書いているが具体的な設置時期等を示すよう強く求める。

答 実態については十分認識しておりますので、東国東・別府連見ブロックで圏域調整をしながら実施に向け努力します。

南石垣養護学校

高等部設置を

問 県立南石垣養護学校高等部設置へ最大の努力を展開せよ。

答 本議会後、県に対し積極的な要請を展開していく。

問 別府駅西口周辺地域水害防止対策を緊急に行うべきだ。

答 駅水路の通水断面調査、駅裏通りを舗装改修時期に透水できる舗装にする。

問 県が高齢者住宅改造に対し



請願が採択された県立南石垣養護学校

百万円限度に本人負担1/3で済む制度を九月補正なしはなぜか。

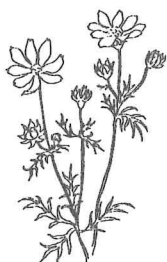
答 関係課と協議したい。

傍聴のご案内

◆本会議はどなたでも傍聴できます。

◆お気軽に議会棟4階へお越しください。

◆次の定例会は12月中旬に予定しております。



今年も健闘！

議員野球大会

去る八月二十四日第十四回大分県市議会議員ソフトボール大会は中津市で開催されました。

昨年、悲願の初優勝を遂げた当市議会チームは、炎天下をものともせず、監督、主将、選手が全員一丸となって奮戦しました。結果は、一回戦で佐伯市議会に十四対六の大差で勝利したものの、連戦の疲れもあり、二回戦では強豪日田市議会に、五対十一で敗戦し、連続優勝の夢はなりませんでした。



別府市議会チーム

(株)日本ベリエールアートセンターへの随意契約事務等調査特別委員会の審議状況

地方自治法第百条第一項の規定に基づく随意契約事務等調査特別委員会の審議経過は次の通りです。
(九月末現在)

3月22日 ・動議により委員会設置(地方自治法第百条第一項)

4月26日 ・第一回委員会開催(正・副委員長決定)

4月26日 ・委員会勉強会(講師 全国議長会法制副主幹)

5月2日 ・再議に付す(地方自治法第百七十六條第四項)

5月2日 ・臨時議会(再議の件賛成多数で修正可決)

6月9日 ・第二回委員会開催(次回委員会の運営について)

6月23日 ・第三回委員会開催(提出資料に対する審査)

6月23日 ・第四回委員会開催(参考人に対する意見聴取)

6月23日 参考人出席要請者数(十五名)

6月23日 参考人出席者数(十四名)

7月21日 ・第五回委員会開催(次回委員会の運営について)

8月2日 ・第六回委員会開催(証人喚問)

8月2日 証人出頭請求者数(十二名)

8月2日 証人出頭者数(十一名)

8月2日 ・第七回委員会開催(次回委員会の運営について)

8月2日 ・第八回委員会開催(証人喚問)

8月2日 証人出頭請求者数(九名)

8月2日 証人出頭者数(九名)

8月2日 参考人出席要請者数(一名)

8月2日 参考人出席者数(一名)

9月23日 ・第九回委員会開催(次回委員会の運営について)

9月28日 ・第十回委員会開催(証人喚問)

9月28日 証人出頭請求者数(五名)

9月28日 証人出頭者数(四名)

全国各市から

行政視察に

今年度、九月までに別府市議会を訪れた議員の視察研修は二十六市(一八八名)で、昨年度(同月比)とはほぼ同数で、このうち約七七%の視察団が別府に宿泊しました。

五年間の平均では約七十二市町(約四八〇名)が一年間に訪れたこととなります。

地域別に見ますと、関東地域の各市が一番多く、次いで東海北信越、近畿の各市となっていますが、遠い所では北海道からも訪れています。

視察目的は①フラワーシティ別府②コンベンションセンター③ごみ行政④高齢者福祉⑤観光行政の順となっています。

お願い

◎政治家が町内の運動会などに、お祝いを出すことは禁じられています。

◎政治家が、年賀状などのあいさつ状を出すことやお歳暮などの贈答をすることは禁じられています。